



『里山林と地域住民をつなげよう』

～森林・山村多面機能発揮対策～

逢坂喜代美

北海道水産林務部森林環境局森林活用課



交付金のメニュー

日ごろから道内の森林づくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。「森林・山村多面的機能発揮対策」の制度概要を、改正点も交えてお話しします。まだ検討中の内容も含まれていますので、どうぞご承知おきください。

さて、「森林・山村多面的機能発揮対策」は、1の交付金事業と2の評価検証事業からなっており、1は事業開始から6年が経過しました。この間の成果を林野庁が客観的に評価検証するのが2の事業です。(図2)

かつて森林は、薪づくりのための伐採や落ち葉採取など地域住民に利用され、「里山」として維持管理されてきました。しかし中山間地の過疎化や化石燃料の普及などにもとない、住民と森林の関わりが希薄化し、手入れが行き届かなくなって、森林が本来もっている様々な働きが発揮されにくくなっています。そこで林野庁が、地域住民が森林所有者などと協力して行なう里山の保全管理活動や、地域の活性化に資する取り組みを支援しようとするのが、この交付金事業です。

交付金には、「メインメニュー」と、メインメニューに付随する「サイドメニュー」があり、それぞれ定められた単価や上限額の範囲内で交付される仕組みです。これらとは別に、交付団体は、3カ年計画の初年度のみ、11万2500円を上限に「活動推進

費」の交付を受けることができます。(図1)

メインメニューに該当するのは、地域景観の再生・維持を目的とする「地域環境保全タイプ」、山や森の恵みを活かした製品づくりや木質バイオマスのエネルギー活用などによる地域コミュニティの活性化を目的とする「森林資源利用タイプ」の活動です。またサイドメニューには、路網の整備や補修、鳥獣害防止柵の設置や補修など「森林機能強化タイプ」、「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」の経費も支援対象となります。

図1

対象活動と支援額 (金額は国の交付単価)	
活動推進費 (3カ年の活動計画の具体化に対する支援) 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等 3カ年間の活動計画の初年度のみ 112,500円	
メインメニュー	
地域環境保全タイプ 里山林保全活動 120,000円/ha	森林資源利用タイプ 薪等として利用するための伐採・搬出等の活動 120,000円/ha
侵入竹除去・竹林整備活動 285,000円/ha	
サイドメニュー	
森林機能強化タイプ 路網の補修・機能強化等 800円/m	活動の実施に必要な機材及び資材の整備 刈払機・チェーンソーなど 購入費用の1/2 林内作業車・薪割り機など 購入費用の1/3

※メインメニューと合わせて実施

なお、平成30年度までサイドメニューにあった「教育・研修活動タイプ」は、事業内容見直しにより交付対象から外れました。

交付金の対象になる活動

メインメニューの交付条件は次の通りです。

地域環境保全タイプ

「里山林保全活動」と「侵入竹除去、竹林整備活動」の2つに分けられますが、道内では、竹林整備活動は交付対象外です。森林内の雑草木の刈払いや植栽などの取り組みを対象に、1haあたり12万円を上限に交付されます。

森林資源利用タイプ

1haあたり12万円を上限に交付され、木質バイオマス、しいたけ原木、薪などとして利用するための伐採や搬出のほか、「地域環境保全タイプ」と同様の森林の保全活動も対象となります。

メインメニューと組み合わせるサイドメニューの交付条件は以下の通りです。

森林機能強化タイプ

路網の整備や補修、鳥獣害防止柵の設置や補修などが対象となり、1mあたり800円を上限に交付されます。

活動の実施に必要な機材及び資材の整備

刈払い機やチェーンソーなどは必要額の1/2、林内作業車や薪割り機などは必要額の1/3を上限に交付します。

新年度事業の変更点

交付対象の活動は3カ年の計画と継続が条件です。平成30年度で3カ年計画に基づく活動が終了し、平成31年度以降、新たに3カ年計画を立てて活動を続ける場合、これまでと同じ場所・同じ内容での活動は、支援対象と認められなくなりました。平成29～31年度の3カ年計画で活動を行っている団体については、平成32年度以降の3カ年計画から、この改正内容が適用されます。

4年目以降も交付金を受けながら活動を続けたい場合は、同じタイプの活動なら新たな場所を設定する、また同じ場所で活

動するなら「地域環境保全タイプ」から「森林資源利用タイプ」に切り替える、といった対応が必要になります。

交付金を申請する準備

本交付金の対象者は個人ではなく、3人以上の構成員がいる、活動区域・規約整備などの要件を満たす活動組織です。必要書類を整えて北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会へ申し込んでください。

対象となる場所は、森林経営計画が策定されていない、面積0.1ha以上の森林で、あらかじめ森林所有者と協定を締結しておく必要があります。活動したい場所に、森林経営計画が策定されていないかどうかは、所在市町村に確認してください。活動計画期間中に森林経営計画が策定される場合もあり得るので注意が必要です。申請時には、3カ年分の活動計画書や計画図などの必要書類をそろえてください。

作業内容によっては、外部委託が可能です。太くて高い木の伐採や、かかり木の処理など、専門家でなくては安全確保が難しい作業は、森林組合など林業事業体に委託することをお勧めします。

各活動組織には、将来、交付金を受けなくても取り組みを継続することが求められています。

安全配慮は必須の前提条件です。道庁林業木材課のホームページに林業死亡労働災害の事例、林業安全コラムなどが掲載されています。これらを参考に、事故のない安全な作業をお願いします。

市町村・北海道からの補助金

平成29年度から、市町村や道からも活動組織への一部補助が始まりました。市町村は国庫交付額の1/6を目安に、道は市町村が支援する活動組織を対象に、当初予算の国費採択額を基準に市町村の支援額内で支援します。ただし市町村補助は各自自治体の任意ですので、支援を受けられない場合もあります。なお「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」(サイドメニュー)に対しては、市町村や道からの補助はありません。

交付金の財源は国庫

この事業は森林経営計画が策定されていない森林を対象に、山村地域のコミュニティを維持活性化させるため、地域の住民の森林保全活動などの取組を支援しようとするものです。採択には、3年間の活動計画が必要で、国からの交付金は500万円/年が上限となっています。(図2)

本交付金が正しく使われているかどうかをチェックするのは会計検査院です。実地検査で、活動エリアにすでに森林経営計画が策定されていることが指摘されて、交付金の返納を求められたケースもありました。

検査では、収支関係書類や活動写真などのほか、交付金で購入した資機材の保管や使用状況などが確認されます。関係

書類は5年間の保管が義務付けられていますし、交付金で購入した資機材は活動終了後も農林水産省が定めた処分制限期間を過ぎるまでは、勝手に処分することはできません。適切な取り扱いをお願いします。

ご不明な点は、地域協議会や北海道にお気軽にお問い合わせください。地域協議会や林野庁のホームページでも解説されていますのでご覧ください。

林野庁「森林・山村多面的機能発揮対策」のページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

道庁水産林務部林業木材課「林業労働安全衛生」のページ

<http://www.pref.hokkaido.jp/sr/rrm/ringyorodoanzen.htm>

図2

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成31年度予算概算決定額 1,425 (1,501) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、**地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援**します。

<政策目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合 (8割 [平成33年度まで])
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

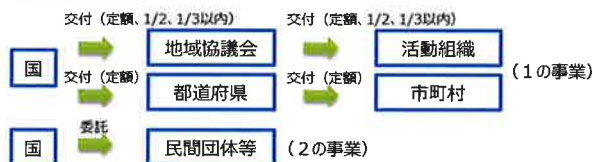
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,413 (1,483) 百万円

- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する**里山林の保全、森林資源の利活用等**の取組を支援します。
- 森林経営計画が策定されていない**0.1ha以上の森林**を対象に、1活動組織当たり**500万円/年**(国からの交付額)を上限として支援します。採択にあたっては、**3年間の活動計画**等が必要です。
- **地方公共団体の支援のある活動**や地域コミュニティの活性化を図るため**中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動**等を行う場合は、**優先的に支援**します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 12 (18) 百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会**等を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)